

平成20年 特定サービス産業実態調査概要

1. 調査目的

サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とします。

2. 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）に基づく特定サービス産業実態調査規則（昭和49年通商産業省令第67号）により、指定統計第113号として実施します。

3. 調査期日

平成20年11月1日現在で実施します。

4. 調査範囲

日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類H－情報通信業」、「大分類K－金融・保険業」及び「大分類Q－サービス業（他に分類されないもの）」等に属する業種のうち、主として経済産業省所管業種を営む事業所又は企業。

5. 調査業種

特定サービス産業実態調査は、昭和48年の調査開始以降、平成17年までに31業種についての調査を実施しています。

なお、18年調査から、業種分類レベルを日本標準産業分類の小分類に統一しました。18年調査は「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」、「事務用機械器具賃貸業」、「広告代理業」及び「その他の広告業」の7業種について調査し、19年調査は、18年調査業種に「映像情報制作・配給業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「デザイン・機械設計業」及び「計量証明業」の4業種を加えた11業種を調査いたしました。

20年調査については、「インターネット附随サービス業」、「音声情報制作業」、「新聞業」、「出版業」、「映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業」、「機械修理業」、「電気機械器具修理業」、「自動車賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」、「その他の物品賃貸業」の10業種を加えた21業種を調査いたします。

各年次の調査業種については、刊行物の巻末又は経済産業省ホームページ（アドレスは次頁に掲載）の統計関係の「特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」を参照ください。

● 調査業種と調査対象範囲

19年調査までの既存業種

調査業種	調査対象の範囲
ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類391-ソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類392-情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類411-映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業
クレジットカード業, 割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類643-クレジットカード業, 割賦金融業に属する業務を主業として営む企業
デザイン業, 機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類806-デザイン・機械設計業に属する業務を主業として営む事業所
各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類881-各種物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類882-産業用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類883-事務用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
広告代理業	日本標準産業分類に掲げる小分類891-広告代理業に属する業務を主業として営む事業所
その他の広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類899-その他の広告業に属する業務を主業として営む事業所
計量証明業	日本標準産業分類に掲げる小分類903-計量証明業に属する業務を主業として営む事業所

20年調査からの新規業種

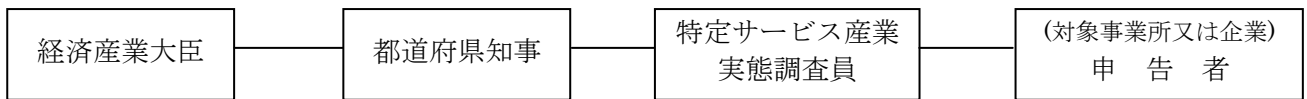
インターネット附随サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類401-インターネット附随サービス業に属する業務を主業として営む事業所
音声情報制作業	日本標準産業分類に掲げる小分類412-音声情報制作業に属する業務を主業として営む企業
新聞業	日本標準産業分類に掲げる小分類413-新聞業に属する業務を主業として営む企業
出版業	日本標準産業分類に掲げる小分類414-出版業に属する業務を主業として営む企業
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類415-映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業に属する業務を主業として営む企業
機械修理業 (電気機械器具を除く)	日本標準産業分類に掲げる小分類871-機械修理業(電気機械器具を除く)に属する業務を主業として営む事業所
電気機械器具修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類872-電気機械器具修理業に属する業務を主業として営む事業所
自動車賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類884-自動車賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
スポーツ・娯楽用品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類885-スポーツ・娯楽用品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
その他の物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類889-その他の物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所

6. 調査経路

調査は以下の調査方法と経路で実施します。

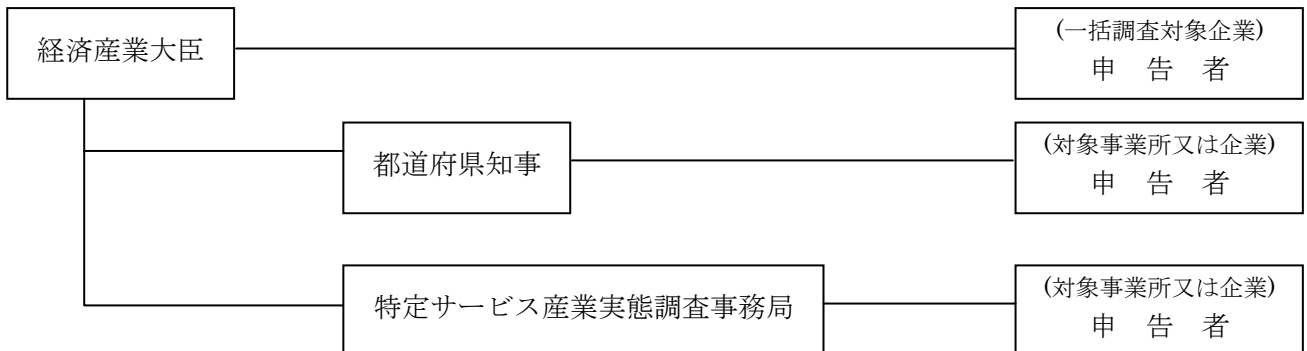
(1) 調査員調査

都道府県知事が任命した統計調査員により、調査票の配布及び収集を行う方法。



(2) 郵送・一括調査

経済産業省又は経済産業省が調査を委託した特定サービス産業実態調査事務局及び都道府県が郵送により、調査票の配布及び収集を行う方法



7. 結果公表

9. 結果の公表方法

調査結果の公表は、速報と確報の2種類で公表します。

(1) 速報は業種一括にて調査実施から約9か月後に「平成20年特定サービス産業実態調査速報」として公表します。

(2) 確報は業種ごとに刊行物により「平成20年特定サービス産業実態調査報告書」として公表します。

また、速報、確報ともに、経済産業省ホームページの統計関係ページに調査結果を掲載・公表します。

なお、これまでの調査結果は経済産業省ホームページ (<http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>) でご覧になれます。

8. 問合せ先

〒100-8902

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 サービス統計室

サービス産業実態統計グループ

電話：03-3501-3892 (直通)